

●保険者算定について

★「定時決定の保険者算定」を適用するための条件

- 定時決定の算定基礎月となる4月、5月及び6月に支給された給与額が、繁忙期（又は閑散期）に当たり、他の期間と比べて超過勤務手当などが多く（又は少なく）支給されることによって「4月、5月及び6月の3か月間の平均で算定した「標準報酬月額」（下図「A」）が、「前年の7月から当年の6月」までの1年間の給与額で算定した標準報酬月額」（下図「B」）と2等級以上の差があり、この差が、業務の性質上、例年発生するものであること（例年発生しない業務で一時的な繁忙の場合は適用できません。）
- 適用することを希望する場合は、「課を単位とした申立書」と保険者算定に同意する組合員の同意書を提出すること

定時決定保険者算定の例

前年の7月から当年3月までの各月	4月	5月	6月
	固定的給与	固定的給与	固定的給与
	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与
	3か月平均によって求められた等級「A」		
	固定的給与	固定的給与	固定的給与
	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与
	12か月平均によって求められた等級「B」		

① 例年、業務の性質上、繁忙期で4月から6月の超過勤務手当等が多い。

② 「A」と「B」との等級が2等級以上の差がある。

①と②の条件を満たしたとき、定時決定の算定の特例（保険者算定）によって「B」の等級で適用することができます。

※固定的給与

勤務実績に関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給されるもの

【例】 給料、調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、単身赴任手当等

※非固定的給与

固定的給与以外のもの

【例】 超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当等



- 7月から9月までの間に随時改定があった場合は、その年の定時決定は行わないため、「定時決定の保険者算定」はできません。（「随時改定の保険者算定」が適用となる場合があります。）
- 前年の7月から当年の6月までの間に、休職等がある場合は条件が異なります。
- 人事異動のため他共済（例えば教育庁勤務で公立学校共済組合員）から東京都職員共済組合員となった場合は、異動時に「資格取得時決定」を行うため、次の取扱いとなります。
 - ・ 当年の3月までに資格取得した者は対象となります。
 - ・ 当年4月から5月までに資格取得した者は、当年3月までの間に、1年間の報酬月額の平均の計算対象となる月が一月も確保されていないため対象となりません。

★「随時改定の保険者算定」を適用するための条件

- 定期昇給による固定的給与の変動によって、通常の方法により算定した結果、随時改定に該当したとき（定期昇給とは別の単年度のみの特例な昇給による改定、転居等に伴う通勤手当額の変更等による場合は適用できません。）
- 随時改定の算定基礎月となる4月、5月及び6月に支給された給与額が、繁忙期（又は閑散期）に当たり、他の期間と比べて超過勤務手当などが多く（又は少なく）支給されることによって「4月、5月及び6月の3か月間の平均で算定した「標準報酬月額」（右図中「B」）が、「4月から6月の固定的給与」と「前年の7月から当年の6月までの1年間の非固定的給与」で算定した標準報酬月額」（右図中「C」）と2等級以上の差があり、この差が、業務の性質上、例年発生するものであること（例年発生しない業務で一時的な繁忙の場合は適用できません。）
- 現在適用されている標準報酬月額と「前年の7月から当年の6月」までの1年間の給与額で算定した標準報酬月額」で1等級以上の差があること
- 適用することを希望する場合は、「課を単位とした申立書」と保険者算定に同意する組合員の同意書の提出をすること

随時改定保険者算定の例

定期昇給による固定的給与の変動月

前年の7月から当年3月までの各月	4月	5月	6月						
<p>■ 通常の随時改定</p> <p>従前の標準報酬等級が「20等級」、定期昇給によって 固定的給与の変動があった月から引き続き3か月間の報酬で算定した標準報酬等級が「25等級」であり、2等級以上の差となるため25等級で「随時改定」と判定され、7月から適用される。（通常の随時改定）</p>	<table border="1"> <tr><td>固定的給与</td><td>固定的給与</td><td>固定的給与</td></tr> <tr><td>非固定的給与</td><td>非固定的給与</td><td>非固定的給与</td></tr> </table>	固定的給与	固定的給与	固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	<p>現在適用されている等級… (従前の標準報酬等級)「A」</p> <p>20等級</p>	
固定的給与	固定的給与	固定的給与							
非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与							
	<p>昇給月から引き続き3か月間の固定的給与、非固定的給与の平均によって求められた等級「B」</p> <p>25等級</p>								

■ 随時改定の特例(保険者算定)の条件

<p>② 例年、業務の性質上、繁忙期で4月から6月の超過勤務手当が多い。</p>	<p>① 定期昇給による固定的給与の変動である。</p>	<p>③ 「B」の等級と「C」の等級が2等級以上の差がある。</p>									
<table border="1"> <tr><td>非固定的給与</td><td>非固定的給与</td><td>非固定的給与</td></tr> </table>	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	<table border="1"> <tr><td>固定的給与</td><td>固定的給与</td><td>固定的給与</td></tr> <tr><td>非固定的給与</td><td>非固定的給与</td><td>非固定的給与</td></tr> </table>	固定的給与	固定的給与	固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与	<p>【昇給以前の9か月間と昇給後の3か月間の「非固定的給与」の月平均額】と 【昇給月以後3か月間の「固定的給与」の月平均額】によって求められた等級「C」</p> <p>23等級 ※</p>
非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与									
固定的給与	固定的給与	固定的給与									
非固定的給与	非固定的給与	非固定的給与									

! 定時決定の特例(保険者算定)の条件と異なるところ

※4月が定期昇給であるときの7月適用の随時改定は、①、②、③の条件を満たした場合、随時改定の算定の特例(保険者算定)によって、「C」の23等級で適用することができます。



- 前年の7月から当年の6月までの間に、退職等がある場合は条件が異なります。
- 「4月から6月の固定的給与」と「前年の7月から当年の6月までの1年間の非固定的給与」で算定した標準報酬月額「C」が現在適用されている標準報酬等級「A」と同等級又は下回る場合は、随時改定を行わず、現在適用されている標準報酬等級「A」のままとします。この場合で、7月、8月及び9月も他の固定的給与の変動に基づく随時改定が発生しない場合は、9月適用の定時決定となりますので、定時決定の保険者算定の申出もできません。

★保険者算定に当たって

- 掛金の算定基礎となる標準報酬月額は、短期給付(傷病手当金や育児休業手当金など)や年金給付額の算定基礎でもあります。保険者算定を適用し、標準報酬月額を下げることによって、給付の額も下げることになります。

その他、詳細については、所属の担当者にご確認ください。